

## 市長からの手紙

拝啓 春風のさわやかな季節を迎え、皆さま健やかに  
お過ごしのことと存じます。

さて、4月1日から市の組織の一部を見直し、市  
役所庁舎内の配置が変わります。詳細や配置図は  
4・5ページをご覧ください。今回は、地域共生社  
会に向けた仕組みづくりや市民の健康推進体制の充  
実、さらなるこども施策へ対応していくために組織  
の見直しを行いました。時代のニーズに合わせた、  
新たな行政課題に的確に対応できる組織体制の構築  
を図ってまいります。

また、7月からデマンド交通（タクシー補助）を  
実証実験として実施します。公共交通と福祉の移動  
や移送のはざまにいる方を支援するために実施する  
ものであり、75歳以上の高齢者や妊産婦、要支援・  
要介護認定を受けている方、運転免許自主返納者  
を対象としています。詳細は2ページをご覧ください。

そして、いよいよ4月から「第6次朝霞市総合計  
画」がスタートします。新たな将来像「だれもが誇  
れる暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現に向け

て、令和8年度は「子育て・教育支援」「福祉の  
充実」「都市基盤の整備」「デジタル化の推進」を  
重点施策として取り組んでまいります。6・7ペー  
ジに施政方針の概要を載せていますので、ご一読  
いただけましたら幸いです。令和8年度予算は、  
限られた財源の中で、市民の皆さまの声を真摯に  
受け止め、職員一丸となって知恵を絞り、1円の  
無駄も許さないという強い決意のもと策定しまし  
た。朝霞市の持続的発展と市民生活のさらなる向  
上を確かなものにするために、予算執行に全力を  
尽くします。

早いもので、朝霞市長に就任し1年が経ちまし  
た。皆さまのお声一つひとつを安心へと変えてい  
けるように努めてまいります。

どうぞ皆さま、くれぐれ  
もご自愛いただきながら春  
爛漫を満喫なさいますよう  
に。また、お便りします。

敬具

朝霞市長 松下 昌代



令和8年  
4月～

## 自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が始まります！

問/まちづくり推進課 ☎463-1514

令和8年4月1日の道路交通法改正により、16歳以上の自転車運転者が悪質・危険な交通違反をした場合、**交通反則通告制度**で処理が行われることとなります。今回は自転車の通行位置についてご紹介します。

**Q** 自転車はどこを通行すればいいの？

**A** 原則、自転車は車道の左側を通行します。歩道の通行は例外となります。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

ただし、次のような場合には、例外として普通自転車が歩道を通行できるとされています。

- 歩道に右の図の「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事が行われているときや、著しく自動車の交通量が多いときなど、自転車の通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ない場合 など

詳しくは、右のコードから警視庁ホームページをご確認ください。今回の法律改正を機会に、改めて交通ルールやマナーを確認し、気を付けて運転してください。



警視庁ホームページ

### ひとの推移

人 □ 146,427人 (-40人)      男 73,747人 (-7人)      女 72,680人 (-33人)  
世帯数 72,110世帯 (-24世帯)

令和8年3月1日現在 ( ) 内は前月比